



2023 年度 臨時社員総会

議 事 録



公益社団法人 日本クレー射撃協会

2023年度 臨時社員総会 議 事 録

1. 日 時 2023年10月31日(火) 13時00分～14時45分

2. 場 所 JAPAN・SPORT・OLYMPIC・SQUARE
3階 会議室8

3. 議決権のある社員(正会員)の総数 47名
総社員(正会員)の議決権の数 47名
出席者 計28名

(出席者:20名)

相馬 正(青 森)
齊藤 豊隆(秋 田)
藤沼 弘文(岩 手)
高橋 一夫(宮 城)
梅津 宣弘(福 島)
江野澤吉克(千 葉)
本山浩一郎(神奈川)
斎藤 一幸(山 梨)
菊本 哲也(東 京)
柏木 孝則(三 重)
布野 兼一(長 野)
瀧根 隆幸(富 山)
白坂 政治(石 川)
古川 竜則(京 都)
難波 克哲(兵 庫)
森 秀樹(滋 賀)
丸石 博(島 根)
長谷川雅彦(山 口)
村尾 泰之(香 川)
三谷千津男(熊 本)

(WEB出席者:8名)

須貝 昇(山 形) WEB
中本 靖也(福 井) WEB
向井 寿夫(大 阪) WEB
川井 正巳(奈 良) WEB
宮本 昌幸(和歌山) WEB
安田 岸雄(愛 媛) WEB
宮本 公一(徳 島) WEB
堺 良雄(福 岡) WEB

委任状による出席者 計 19 名

◆坂井則寿（北海道）、大川幹雄（茨城）、安保裕（岐阜）

計 3 名が不老安正（議長）へ委任

◆渡辺久雄（栃木）、大石春美（静岡）計 2 名が柏木孝則（三重）へ委任

◆栗原貞夫（埼玉）が川井正巳（奈良）へ委任

◆市川正明（群馬）が菊本哲也（東京）へ委任

◆黒宮彰（愛知）、岩崎裕司（鳥取）、藤井則行（広島）、堀川博幸（高知）

計 4 名が丸石博（島根）へ委任

◆斉藤隆司（新潟）が瀧根隆幸（富山）へ委任

◆友國正明（岡山）が長谷川雅彦（山口）へ委任

◆野中敏郎（佐賀）、市川勝彦（長崎）、福本忠隆（大分）、森英典（宮崎）、丸目英隆（鹿児島）、吉山盛充（沖縄）計 6 名が塚良雄（福岡）へ委任

4. 出席役員等

◆学識経験者理事 10 名

不老安正（議長／会長）、橋本聖子（副会長）、畔蒜均（専務理事）、
谷本歩実（常務理事）、中園功一（常務理事）、岩尾美和子（理事）、
本戸歳知（理事）、小高左起子（理事）、小川晶子（理事）、清水光一（理事）

◆ブロック選出理事 4 名

梅津宣弘（常務理事／強化委員長）、本山浩一郎（理事）、
柏木孝則（常務理事／審査委員長）、丸石博（理事）

◆監事 3 名

相馬正、瀧根隆幸、藤沼弘文

◆本部事務局

坂本強（事務局長）、大江直之（事務局アドバイザー）

◆その他

TMI 総合法律事務所 北村直之（弁護士）

5. 議長及び議事録署名人

事務局より、定款第 20 条に基づき本総会の議長を不老安正（会長）が務める旨説明。不老議長より、以上のとおり社員（正会員）の出席があり、本総会は適法に成立したので開会する旨を宣した。

議長より臨時社員総会の招集に至った経緯、ASC 総会クウエート、名古屋アジア大会、アジア大陸射撃選手権大会韓国に触れた挨拶があり、また、議長より

議事録署名人として、瀧根隆幸（富山）正会員と堺良雄（福岡）正会員の2名を指名し、議場に諮りこれを了承。

6. 報告事項

（1）正会員の変更について

事務局より報告説明。

配付資料の通り、栃木、福井、沖縄から正会員の変更届が出ている。配布資料に添って報告。

栃木	内山	豊	→	渡辺	久雄
福井	藪	芳朗	→	中本	靖也
沖縄	小渡	兵衛	→	吉山	盛充

議長が議場に諮り、報告事項（1）は了承された。

（2）2023年度事業報告書上期について

事務局より報告説明。

一般社団法人時の定款では、事業報告書は総会承認事項であったが、法律上、総会の承認が必要なのは決算書のみで、事業報告書は直近の総会報告となっている関係から、公益社団法人に移行後の定款では、事業報告書は総会報告事項として取り扱うこととなっている。

配付資料に添って総評を朗読説明。

事業の状況詳細について定款第5条に掲げる7項目の諸事業について、2023年4月から7月末までの4ヶ月間に関する事業内容を説明。

（1）クレー射撃の普及及び指導

広報事業、加盟団体支援事業、各種推薦業務の実施、国民体育大会、ドーピング検査事業の実施

（2）クレー射撃の全日本選手権大会、及びその他の競技会の開催

公式大会開催事業、地方公式大会

（3）クレー射撃に関する指導者及び審判員養成並びにその資格の認定

ブロック講習会開催による審判員等の養成

（4）クレー射撃に関する施設、用具等及び段級位の検定及び認定

装弾・クレー標的・射撃場・放出機・スコアボードの検定及び認定、関連団体への指導や要望・情報交換、段級位審査事業

(5) クレー射撃の競技力向上に関する事業

JOC 事業・JSC 事業の実施、競技別強化拠点及び JISS との連携、タレント発掘事業、選手選考会

(6) クレー射撃スポーツの普及・振興に資するための補完事業として事業運営上必要な物品の販売

グッズ販売等

(7) その他、目的を達成するために必要な事業

JSPO・JOC・JADA・J-フェアネスとの連携、個人や団体の資格審査、会計・総務・庶務、奨励金事業、各種表彰、会員の増減

また、巻末の理事・監事名簿について、理事は 19 名しか表記されていない。去る 6 月開催の定時社員総会で小松裕氏が理事に追加承認されたが、法人移行の関係上 8 月 1 日就任で承認されている。本事業報告書は 7 月 31 日時点のものであるため、小松氏はまだ理事に就任していないことになり、欄外へ記載させてもらった。

議長が議場に語り、報告事項(2)は了承された。

(3) 2024 年度本部公式大会関係について

事務局より報告説明。

去る 10 月の全日本選手権大会時に、来年度の本部公式大会の日程や会場を競技・審査委員会で検討し、原案を配付資料の通り作成した。昨年度はブロック大会 4・本部公式大会 1 計 5 大会。本年度はブロック大会 4、本部公式大会 4 計 8 回を実施。今年度は日程的にもタイトで、運営もきつかった。地方公式大会へも影響があったという報告もあり、来年度についてはブロック大会 4、本部公式大会を 1 大会減らして 3 としている。競技・審査委員会案は次の通り。

【2024 年度本部公式大会 日程・会場案】

日 程	大会 名	会 場
04 月 20 日～21 日	春季本部公式大会①	ニッコー栃木総合
05 月 11 日～12 日	春季本部公式大会②	愛知県総合
06 月 01 日～02 日	夏季本部公式大会	熊本県総合
06 月 15 日～16 日	ブロック本部公式大会① 関東	成田

06月29日～30日	ブロック本部公式大会② 中国・四国・九州	岡山県クレ-
07月14日～15日	ブロック本部公式大会③ 北海道・東北	宮城県クレ-
08月03日～04日	ブロック本部公式大会④ 東海・北信越・近畿	長野県営総合
08月17日～18日	JOC ジュニアカップ大会	神奈川県立伊勢原
09月07日～08日	全日本女子選手権大会 全日本シニア選手権大会	成田
09月26日～29日	第78回国民スポーツ大会 佐賀	佐賀県射撃研修センター
10月19日～20日	全日本選手権大会	福岡県立総合

* 全日本女子選手権大会を125個撃ち2日間で実施、ISSFルール。

* マスター大会については全日本シニア選手権大会を復活させて女子選手権と同時開催、ISSFルール。

* ビギナーズ・マッチについては、クレ-射撃を始めたばかりの人が対象。若い世代対象のJOCジュニアオリンピックカップ大会があるため、こちらを主体にする。若年層以外のビギナー大会については普及・振興という観点から、ブロック・地方協会へ委譲し開催いただきたい。

* 正式決定は理事会承認後となる。

議長が議場に諮り、報告事項(3)は了承された。

(4) ガバナンスコードについて

事務局より報告説明。

当協会のガバナンスコード適合性審査は令和5年度に実施されており、現在、審査を受けている最中である。JSPO指示に基づく資料等を7月末に提出し、提出書類に基づくヒアリングが去る9月14日に実施された。担当の柏木常務理事、事務局から坂本・大江が出席し、提出資料に基づく追加説明などを行った。ヒアリングでは提出資料の修正を指導いただき、配布資料の通り修正した。

(* 審査項目1～41について簡易説明)

柏木常務理事より補足説明。

ヒアリング後、2度上部団体から修正依頼があり、資料の追加提出を行った。

先ほどの事務局説明通り、2024年3月末までに作成しなければならない事項がたくさんあるので、作業は大変だ。協会としてもハードルの高い項目があり、定年制、外部理事・女性理事の比率の問題など難しいところがある。これから競技団体として進むべき方向をしっかりと決めて、皆で守っていきたいと思う。各位の協力をお願いしたい。

議長が議場に諮り、報告事項（4）は了承された。

7. 審議事項

（1）2023年度収支決算書上期（案）について

事務局より議案説明。

本件については、招集通知と併せて関係資料を事前送付しているため、要旨のみ説明する。

総会冒頭、議長が説明した通り、当協会は8月1日から公益社団法人に移行したので、一般法人から公益法人に引き継ぐ財産を確定しなければならなくなる。2023年3月31日時点における決算は6月開催の定時社員総会において承認いただいているが、4～7月末までの4ヶ月間で収入もあれば支出もあり、財産状況が動いてしまう。このため、4ヶ月間の決算を行う必要があり、公益法人への移行に伴う義務だと考えてほしい。

資料1ページ目の貸借対照表について、前年度との対比を表示していない。これは前年度の数字は12ヶ月分のトータルであり、これに対して当年度は4ヶ月分の金額であるため、対比する意味が無く削除してある。また、資産の部において3月31日時点では、6,016万1,600円が基本財産へ計上されているが、これが長期借入金の返済等に当たることから、全額を全て特定資産へ振り替えることが理事会で承認されたため、特定資産へ計上されている。

流動資産・固定資産の資産合計は2億1,362万円ほどで決算を終えている。これに対して、前年度の負債の部では、1年以内返済予定の長期借入金が1,000万円、1年以上先の借入金2,000万円、トータル3,000万円の負債があった。これはコロナ時に日本政策金融公庫から調達した長期借入金である。今回の決算では、1年以内返済予定1,500万円、1年以上先の借入金1,500万円、トータルは変わらず3,000万円となっている。返済は本年8月からであり、もう既に返し始めている。負債合計は1億5,312万円ほどで決算となり、正味財産としてはプラス約276万円となり、3月31日時点5,773万円が7月末では6,049万円となった。次ページに貸借対照表内訳が表示されているので、詳細

は配布資料をご覧願いたい。

4 ページ目以降は正味財産内訳表となるが、公益法人移行に伴い、決算書表記も変更となった。管理費等の経費を実施事業会計・その他会計へ按分しなければならぬため、事業費は合計額のみ表記となっている。例えば、競技委員会が上手く行って、審査委員会が上手くいかなかったのか、そういう各委員会事業の結果が分からない。監事監査会時に、監事から理事や正会員方々に判り易い資料を作成するよう指示があり、配布資料最終ページに各委員会事業費内容を予算対比で表示させてもらった。

この最終ページに記載された表の見方としては、2023 年 3 月に理事会で予算承認した 12 ヶ月分の予算額が左にあり、4 ヶ月の収入額・支出額が中央、予算対比が右に表示されている。対比については執行率のパーセンテージを記載した。例えば、競技委員会については、6,150 万円の収入予算に対して、3,760 万円達成し、執行率は 61.2%となる。公式大会はオフシーズンがあるため、4~7 月収入が多くなることはご理解いただけると思う。支出については 3,950 万円に対して 1,904 万円で執行率は 48.2%となり、未だ予算の半分も使っていないということになる。

審査委員会では 2,179 万円の収入予算に対して 243 万円、執行率は 11.2%しか達成していないが、装弾公認料、クレール標的公認料という大きな収入が例年、年度末に入ってくるためだ。4~7 月の 4 ヶ月では、射撃場の更新料等しか入ってこないため、この程度の執行になる。強化委員会についても、まだ収入が 18.0%、支出が 17.4%。事業報告で説明した通り、派遣事業として 1 回、ワールドカップイタリア大会しか選手団を派遣していないため、このような執行率になる。その後、8 月世界選手権アゼルバイジャン、10 月アジア大陸選手権韓国、1 月アジアクレール選手権クエートと年度後半に派遣事業が予定されており、後は月毎に強化合宿に係る経費が掛かるだけなので、この程度しか執行していない。

総務については、機関誌『ザ・シューターズ』を 1 回しか発行していないため、30.8%の収入に対して、支出も 29.9%の執行で終わっている。

また留意いただきたいことが会費等収入だ。会費は年間を通じて納入されるものであるため、実際に納入された会費の 4 ヶ月分、つまり 3 分の 1 しか計上していない。残り 3 分の 2 は下期で収入計上させていただくことになる。管理費・その他については、4 ヶ月決算であるためにほぼ 3 割程度の経費執行となっている。

また、配布資料 11 ページ目には監事による監査報告書、12 ページ以降に公認

会計士朝田先生から監査報告書をいただいているのでご参照願いたい。

議長が議場に諮り、審議事項(1)2023年度収支決算書上期(案)は承認され、総会終了後、内閣府公益認定等委員会へ報告する旨説明があった。

(2) その他：国体監督資格について

森正会員(滋賀)より要望あり。

監督資格を本部が認めているが、前年度はコロナ禍で講習会が実施されなかった。監督資格が更新できていなく、期限切れの者も居る。国体が目の前であり、講習会の計画を含めて実施してほしい。今年度実施できるのだろうか。

事務局より説明。

JSPO 担当者と確認させていただき、カリキュラムの更新作業を行っている。詳細が決まり次第、ご案内させていただく。様々な作業で遅れているが、できれば年度内に実施したい意向で JSPO 担当者へ説明する。

(3) その他：ブロック理事について

森正会員より要望。

来年6月に役員改選を控えているが、ブロック理事数を元に戻していただきたい。現在の配分数は偏っている感がある。要望としてお願いしたい。

議長より説明。

要望として承る。

(4) その他：佐賀国体における女性選手について

森正会員より質問。

来年度の佐賀国体に向けて、女子選手はどういう条件になるのか。

柏木審査委員長より説明。

本日の総会へ競技員委員長は欠席であるため、代わりに審査委員会が説明させていただく。女性選手の制限については青森国体からとしているので、来年度の佐賀国体については、女性選手を必須とはしていない。

事務局より補足説明。

佐賀国体における女性選手の扱いは、柏木審査委員長の説明通りであり、まだ

努力義務の段階で、縛りはない。ただ一方で、毎年度定時社員総会時に、各都道府県協会の会員数データを配付しているが、令和4年度データでまだ女性会員が1人も居ない県協会が若干数ある。これについてはJSPOが強く懸念を抱いている。女性選手がいない都道府県は参加を認めない、ということで本当にいいのか。本部事務局としては茨城国体時に女性選手の編入を決めて、各都道府県協会へお知らせした経緯であり、十分猶予期間は設けたつもりであるが、適任者が居ないと言われてしまえばそれまでだ。各都道府県協会の中でまだ女性会員が1人も登録していない県協会は、今後どういう予定であるのかヒアリングさせていただきたいと考えている。実態を把握しておかないと、本部事務局もJSPOに説明できないのでご理解願いたい。

(5) その他：公益法人移行について

藤沼監事・正会員（岩手）より質問。

本部が公益法人へ移行したことによって、地方協会がこれに準じて変更しなければならないことはあるのか。

事務局より説明。

当協会が公益法人に移行したのは、JSPOが加盟団体規程を変更し、JSPO加盟団体は公益法人でなければならないとした。上部団体の規程変更に従い、公益法人に移行したという経緯だ。従って、本部の加盟団体まで制限するような指導はいただいているので、そのような縛りはない。

ただ一方で、加盟団体へ法人格を取得するよう指導をしているNFもあるようなので、そのような考えを持つ県協会については、法人格の取得を推奨すべきと思う。これまでに本部から県協会へ、モデル定款を参考に会則を作るよう指導した経緯はあり、ガバナンスコードで説明した通り、加盟団体用ガイドラインも作ってある。これを参考に協会運営をするよう啓蒙や指導は引き続き実施させていただく。当協会の公益法人移行に伴って地方協会を強制するようなことは現時点ではない。顧問弁護士北村先生より何か補足があればお願いしたい。

北村弁護士より説明。

事務局の説明通りで、特に補足することはない。

(6) その他：常務理事会議事録について

難波正会員（兵庫）より質問。

定時社員総会時に、理事会並びに常任理事会を経て誤解を解く。本日の事業報告書でも常務理事会を頻繁に実施し、意見交換、情報共有、意思疎通に努めたとある。その常務理事会の内容は、正会員である我々に教えてもらえないのか。

事務局より説明。

常務理事会では、議事録等の公表を前提としてしまうと本音が話せない、腹を割った話ができるようにしようということで、公表する前提で会議を行っていない。従って、正会員へ報告することを前提として協議していないので、正会員各位へ議事内容をお伝えする考えは持っていない。

また、定款上、常務理事会は規定されていない非公式の会議と認識しており、いろいろな方の意見を聞き、意思疎通を図るため、ざっくばらんな話が出るよという趣旨で、公表しないことを前提に関係者へ出席いただいているので、その点をご理解願いたい。

難波正会員より質問。

公表したら困る内容があるということか。議事録等はあるのか。

議長より説明。

もちろん議事録はある。開示されて困るようなことはない。理事会が円滑に進むよう、常任理事会で揉んで理事会の方向性を決めようということを目的に実施した。常任理事会で決議は採っていない、議事録については非公開ということで進めていた。どうしても出せというなら、採決を採る必要がある。

難波正会員より意見。

ではここで採決を採ってもらって公表していただけたら有難いと思う。私ども正会員社員として知る必要のないことが、例えば理事会にしても、常任理事会でこう決まりました、ああ決まりました。この間、高橋派、不老派で分かれて会長解任動議まで出て、その後も何も報告がない状況だ。その内容を知る権利は私たちにはあると思う。このように考えているのは私だけだろうか。できれば決を採っていただきたい。

議長より意見。

隠す必要は別はない。打合せ会議だ。

事務局より意見。

公表しない前提で実施している。

難波正会員より質問。

理事会の報告も無いのか。あるのなら今、報告するのか。常務理事会は困るといふことか。

議長より説明。

理事会の報告は出す。常務理事会の報告は困ると言うことはないが。

事務局より説明。

第2回理事会を去る10月17日に実施し、業者からやっとテープ録が届き、これから議事録を作成するところである。作成後、議長、出席監事の署名をいただきホームページへ掲載するため、多少時間を要するが理事会議事録は公表させていただく。また、理事会議事録の公表についてはガバナンスコードを始め、今のスポーツ界のいわゆる常識であるため、理事会の内容については隠すつもりは一切ない。

難波正会員より質問。

では常任理事会は駄目な訳だ。

事務局より説明。

自分の判断が正しいかどうか、常務理事会の開催時に公表しないことを前提に協議し、それを議事メモとして作成している。公表しない前提で行った会議が公表されてしまうということは、嘘をついたようなことに繋がり、公表して本当に差支えないか、正直判断がつかない。

難波正会員より意見。

最高の決定機関は社員総会だ。

事務局より意見。

それは否定しない。

難波正会員より質問。

最高の決定機関である社員総会で諮ってもらうことは駄目なのか。

事務局より説明。
議長の判断になると思う。

議長より説明。
やはり社員総会は我々の最高の決議機関であるので、そこで質問が出たということになれば、賛否を採って、開示するかしないかという決議に至ろうと思う。話が平行線なので議長判断によって、賛否を採りたいと思う。

江野澤副会長・正会員（千葉）より意見。
常務理事会は、理事会へかける議案内容を常務理事会で検討して、練って、それから理事会に諮り、正会員へ報告するという会議であり、常務理事会内でどうこうする会議ではない。理事会へ前触れなしに出すと揉めて困るから、常務理事会で煮詰めて理事会へ進める。理事会で決まったことは、社員総会でも報告していくという会議だ。円滑に理事会が進むよう、事前に下準備をする会議。常務理事会で話し合ったことを公表するようになると、皆の本当の意見が出てこなくなってしまう。そういう経緯で常務理事会は公表しないということで進めている。

難波正会員より質問。
常任理事会の内容は公表しないと説明があったが、それは正会員の総意として決を採っていただくことに何ら問題ないだろう。何か都合の悪いことでもあるのか。

江野澤副会長・正会員より説明。
都合の悪いことはない。

難波正会員より質問。
それでは、決を採っても問題ないだろう。

江野澤副会長・正会員より意見。
それはできないと思う。

議長より説明。
先ほどの説明通り、理事会が円滑に進むよう常任理事会を行った。さらに今、

正会員から社員総会で質問が出た。これは重視しなくてはならない。それ以上の意見が出たら、議長として賛否は採らなければならないだろう。理事会がいろいろ揉めて円滑にいくように、江野澤副会長の提案があり、常務理事会で揉むことになった。正会員からの質問に至ったので隠す必要もない訳だ。隠す必要もないから、賛否を採ったらどうかということで、議長の判断で賛否を採る。別にやましいことは何もない。常任理事会の内容の開示について、賛成の方は拳手願いたい。

．．．． 拳 手 集 計 ．．．．

議長より説明。

集計の結果、賛成 22 名となり過半数には達しなかった。従って、常務理事会議事録は公表しないこととなった。

(7) その他：

古川正会員（京都）より質問。

まず最初に、公益社団法人認定に伴う会長を始めとする理事・監事各位、そして事務局、弁護士各位、並々ならぬ尽力に心から敬意を表したい。この認定によって、我々クレ射撃協会が、国民スポーツ大会の参加の条件をクリアできたことは、全国 47 都道府県のアスリートにとって、大変喜ばしいことである。来年待ちに待った佐賀国体への正式参加、青森大会からの通年参加への大きな弾みになったと思う。感謝申し上げる。

私は、去る 6 月 27 日に開催された定時社員総会において、去る 3 月 30 日の第 9 回理事会議事録を拝読した所感を意見として述べさせていただいた。これは、7 月 27 日にホームページにアップされた議事録に記録されているため、改めて述べることは差し控えたい。しかしながら、総会后、7 月 15 日にホームページに掲載された今年度第 1 回の理事会議事録、これは 6 月 15 日に開催されたものだ。拝読し、また大変驚いている。もしこれが総会前に掲載されていたら、私は総会時に質問させていただいたであろうことが何点かある。貴重な時間を使い恐縮ではあるが、何点か質問したいこと、お願いしたいことがある。

まず 1 つ目として、6 月 15 日の理事会議事録に、令和 5 年 4 月頃に JOC に対して、当協会のガバナンスに関して疑問を投げ掛ける内容の文書が提出されていたとある。不老会長に確認すると、それはナショナルヘッドコーチの永島氏による内部告発とあるが、この告発は具体的にどのような内容だったのか。何点か質問したいことがあるので、最後にまとめて答えていただければ有難い。

この告発に対して JOC から調査をするよう要請があり、生田弁護士が調査報告書を作成されたと読み取れる。この調査報告書は告発に対して、どのような報告をしているのか、そしてこれは JOC に受理されたのか。また、会長は、調査報告書をご覧になり、どのような考えでいるのか。議事録掲載のタイムラグがあり過ぎて、理事会でどのような話し合いが行われたのか、私には全くわからないし、同様に全国 2,000 人の会員の殆どはわかっていないことが現状だと思う。NTC がやっていること、700 万円、1,400 万円もらった、60 万円拠出のことなど、真偽はわからないが内部告発があり、JOC から調査を行うよう要請があったという事実を冷静に受け止めると、言い方は良くないかも知れないが、我々の組織は大きな闇を抱えているように思う。

その中で特に気になるのは、議事録に火取法違反で引っ掛かる可能性があると書かれている内容だ。もしそれが本当だったら、銃砲の所持を許可されている我々の活動の根幹を揺るがす大変な事態を招く恐れがある。6 月総会では、事務局から幹部方々の意思疎通の改善を図るため、常務理事会を行うという回答があった。今、難波正会員が要請された常務理事会の議事録を、本当に知りたいたいが只今の採決で否決された。これに関しては非常に遺憾に思う。

6 月 15 日理事会で、不老会長が総会で調査報告書を配布し、全て報告すると発言している。今回の調査報告書とそれに関わる全ての文書の開示をお願いしたい。正会員として、速やかに情報公開を求める。

最後に仮定の話だが、もしこの協会が大きな闇を抱え、スポーツ団体として考えられないような不正があるとすれば、公益社団法人の認定が下りた今こそ、言葉は良くないかも知れない、膿を出す最後のチャンスだと私には思える。このチャンスを逃したら協会は自浄能力がないと、文科省、日本スポーツ協会に判断され、事と場合によっては、国民スポーツ大会の正式種目から外されるなどのペナルティが科されるかも知れない。想像は悪い方へ繋がっていくが、もしそうなると、一番被害を受けるのは、全国の選手、アスリートの皆だ。私は昨年 9 月に栃木フェスティバル大会、今年は福岡フェスティバル大会に京都府の会長として観戦に行った。どちらも全国からたくさんのアスリートが集まり、ハイレベルな戦いが繰り広げられて、とても素晴らしい大会であった。その感動が大きかっただけに、これが国体だったらどれだけ良かったらうと思いつつながら帰りの新幹線に乗ったことを覚えている。

私たちは、選手皆のフォローをし、努力の成果が十分発揮できるよう環境を整えることが大切な責務だ。決して選手を利用した利益誘導、金もうけはあって

はならないことだと私は思っている。まして、これから少子高齢化、人口減少が進み、それに伴って会員の減少が予想される中、この協会が少しでも発展し、社会に貢献できるよう、力を尽くすべきだと考えている。

以上、議事録の記載内容をベースにして発言している。的外れなことを申し述べているかも知れないが、調査報告書に関して質問することが4点。情報公開に関しては、常務理事会議事録は否決されたので、調査報告書、こちらの情報公開をお願いしたい。

議長より説明。

京都の古川正会員より新たな質疑が出た。それについて、事務局から説明してほしい。

事務局より説明。

内容が多かったので全部を満足回答できるかわからないが、本日の総会にあたり、事前に不老会長からいろいろと話を伺っていたことがあるので、それを端的に私から説明させていただく。

指摘の通り、本年4月下旬にJOCへ匿名による告発文書が届き、内容は強化拠点NTCに関係する問題、それと寄付金とか補助金、経費の取り扱いとかに関する問題等の複数のことが指摘されていた。一昔前だったら怪文書で片付けられたが、今はそういう時代ではない。JOCからは、匿名で届いたものもしっかり調べてそれが正しかったのか、正しくないのかということ进行调查しなければならない責務を各NFは負っていると説明された。この観点からJOCより第三者を立てて調査をするよう、例えば顧問弁護士であれば協会を守る立場になってしまうので、第三者に依頼して調査するよう文書で不老会長宛て指導があった。不老会長としては、当てがないのでネット等を調べ、東京五輪においてガバナンス関係を担当された著名な弁護士が居り、それが生田弁護士であった。先日私はスポーツ仲裁シンポジウムという会議に出席したら生田先生が登壇されていて、本当に著名な先生なんだということを改めて認識した。

不老会長は生田先生へ、JOC指導に従って調査を依頼した。一旦、調査報告書(暫定版)を7月に提出したが、その内容について対象になっている関係者のヒアリングが済んでいなかったなので、同ヒアリングを行うようJOCから2回目の要請を受けてヒアリングも行った、という経緯だ。

そのヒアリングが終わったのは10月8日・10日であった。10月17日開催の第2回理事会へ生田先生にも陪席をいただき、JOCの調査報告書(最終版)について議題として上げて、JOCへ同報告書を提出するという事を理事会で決

定、JOCへ提出した。先ほどその報告書を開示をしてほしいという要望があったが、会長としての考えは、ヒアリングを受けた方々は指摘されたことを全面的に認めている訳ではなく、否定している部分も結構ある。JOCは裁判所ではないが、報告を受けたJOCがどこまで認定するのかまだわからない。JOCでは加盟団体審査委員会を行い、そこで当協会に対する判断が早々行われると思う。JOCとしても非常に懸念していたことが、今、パリ五輪を目前に控えて、韓国でアジア大陸選手権大会が実施されているところだが、選手に影響が出ないよう、最大限配慮するよう指導されている。

従って、調査報告書の中には、例えば強化選手等にヒアリングした内容も含まれている。そういったことを全て公にしまうと、選手たちに対して、例えばストレス、或は誹謗中傷であったり、圧力であったり、と影響が出る恐れがある。選手たちには、パリ五輪の予選に向けて精一杯取り組んでほしいと会長は考えているため、報告書が公表されることで、選手へ過度なプレッシャーを与えることは避けたい。先ほどの説明通り、報告書は隠匿するつもりはなく公表する予定ではいるが、今はタイミングが悪い。JOCへ報告書を今月提出した。JOCは11月上旬、加盟団体審査委員会を実施すると思うので、その報告を当協会が真摯に受け止めて、JOCのご判断に基づいて、当協会はこれからどうするかということを実際に話し合うことが、会長としては適切ではないかと考えており、先日の第2回理事会でも議論が多々あり、銃刀法・火取法の認識の違い等についてもクローズアップされ、生田先生も一部報告書を修正された経緯もある。

また調査報告書がこれが事実なんだと独り歩きしてしまうと、無用な被害や混乱を招く恐れがあるので、恐縮ながら、本日10月31日時点で調査報告書を開示することはご容赦願いたい。言い訳と言われてしまえばそれまでだが、様々なことを総合的に考えた上で、一番最善な方法を会長としては考えているところであり、JOCから結果が届き次第、場合によっては、また総会を招集することがあるかも知れないし、書面による報告になるかも知れない。会長は調査報告書を公表すると約束した経緯もあり隠すつもりは毛頭ないが、今は、開示するタイミングが悪いので、一刻の猶予をいただきたい。

会長より何か補足等があればお願いしたい。

議長より補足説明。

今、事務局から説明があったが、当協会からJOCへボールを返した訳だ。加盟団体審査委員会後、そのボールがまた当協会へ返ってくる。私は今まで全てを開示すると説明しているので、隠すことはできない。時期を見て正会員各位へ

開示をしたいと考えているのでご理解願いたい。

古川正会員より質問。

会長は報告書を見て、今、どのように思っているのか、率直な感想を聞かせてほしい。

議長より説明。

調査報告書については私も見て驚いた点が多々あったが、事務局説明通り、総合的にそれが正しいかどうかわからないこともあるが、私が知らないところでそのようなことが起きていた。火取法とか NTC の問題とかたくさんある。内容は唖然とするような状況だ。1 回 JOC へ報告書暫定を出し、関係者 3 名のヒアリング後、報告書最終を再度 JOC へ提出した。その結果がまもなく JOC から届くだろう。それを見て正会員各位へ報告させていただきたい。

丸石理事・正会員（島根）より説明。

先ほど 60 万円の話が出てきたので、私が当事者であるから各位へ説明させていただきたい。私は理事なので、調査報告書も拝見した。経緯としては当時、パートナーシップ協定を作ろうということだった。担当理事が居て、金額などいろいろ煮詰めて決まった。伊勢原射撃場の会議室で高橋前会長から、不老副会長、丸石副会長、三浦副会長はブロンズ会員になってほしいという依頼があった。

古川正会員より説明。

シルバーとかゴールドとか。

丸石理事・正会員より説明。

ゴールド 240 万円、シルバー 120 万円、ブロンズ 60 万円。その時に、パートナーシップ協定については何回か説明があったが、目的条件としては、オリンピックのメダリスト輩出のための予算だった。使った金額や内容はホームページへ掲載するということがあったが、実際ふたを開けてみたら、どうなったかと言えば、各位にも想像願いたい。各位がパートナーシップ協定に基づきお金を 60 万円ずつとか、100 万円ずつ集めてもらって、それが何に使われたかというところ、私はオリンピックの強化・派遣費用、そういったものに使われているならば何の問題も無かった。しかし、グランドマスターやビギナーの賞金、まだ会員ではない C クラスの方。例えば、オリンピックメダリストと言われて、大き

い括りでいったら、確かにビギナーズも将来何十年後かはメダリストになるかも知れないが、グランドマスターは参加選手のほとんどは現役選手を引退された方々であり、その賞金に使われていた。従って、本来の目的であるメダリストの輩出とはほど遠いものだった。

また、残りのお金は、30万円を前会長が封筒に入れて当時の職員3名にポケットマネーとしてあげてしまった。もし自分たちが60万円を協会へ渡して、それがパートナーシップ本来の目的ではないグランドマスターの賞金・ビギナーの賞金、一部の職員の臨時ボーナスで使われたら納得できないと思う。オリンピックのメダリストとは全然関係ないことに使われている。そこで、私もいろいろ調べてさせてもらった。横浜銀行なり、向こう側の担当者、要は伊勢原射撃場の担当者が協会経理に出した書類、全て揃っている。私としては、不適切な使い方と思ったので、協会へ返還請求を起こした。その後、そのことも今回の調査報告書へ記載されている。調査報告書は一方的なものではなく、向こう側のヒアリングをした回答も書いてある。話を聞くと、常務理事会では関係者3名のヒアリングには賛成しないということだった。最終的には橋本副会長が動かれ、ヒアリングをすることに決定した。従って、報告書には当事者の意見も書いてある訳だ。そこでパートナーシップに関する私の60万円については、パートナーシップはそもそも無いと書かれている。

古川正会員より質問。

ない？

丸石理事・正会員より説明。

そんなものは締結してない、と主張されている。そうであれば、私に届いた60万円の領収書と60万円のパートナーシップ規定契約書は無いのであれば、それは偽造になる。当の高橋前会長は、あれは、ポケットマネーで60万円出してもらっただけでパートナーシップではないと説明されている。そうであれば、騙すために作った書類ということになり、詐欺罪の構成要件を全て満たすことになり、尚且つ私文書偽造行使に当たるから、それは警察へ被害届を出すということを、私は今、考えている。それが今の現状だ。そのようなことが調査報告書にはいろいろ書かれているが、選手に関してはナイーブなので出せないが、それ以外のこと、お金に関しては、選手が被害者ではなく私が被害者なので、少し説明させてもらった。

古川正会員より意見。

大変よくわかった。酷いことだ、無茶苦茶ではないか。

堺正会員（福岡）より質問。

パートナーシップ協定のことは、確か昨年度、福岡県協会と本部でそういった契約をしようという動きがあったと聞いているが、他の都道府県協会へもそのような動きはあったのだろうか。

議長より説明。

今の発言は丸石理事の内容とは違う。射撃場に対するパートナーシップ、丸石正会員は個人のパートナーシップ。只今、質問のあったことは、確かに当時私は副会長だったから事務局内で揉んで、私も報告を聞いた。これは非常に難しい、ということで最終的には断ったが、他県協会でも同じような話はあったのだろうか。

長谷川正会員（山口）より意見。

岡山でもあった。岡山県クレ射撃場でも同様の動きがあった。

議長より質問

それは結果的にはどうされたのか？

長谷川正会員より説明。

私はそれほど詳しくは聞いてない。

本日、岡山県の正会員は出席していないが、パートナーシップの提案が射撃場にあったということは聞いている。

議長より説明。

私も内容等はあまり詳しくは知らないが、恐らく県行政へ提案があったということであれば、追跡すればある程度、どういう内容だったかはわかるだろう。後日県協会を通して回答いただきたい。堺正会員、宜しいか。

堺正会員より説明。

わかりました。

事務局より説明。

JOC 調査報告書について先ほど説明したが、ご了解いただき、今暫らくの猶予いただいた。決して隠匿するつもりはない。また、理事会ではいろいろな意見が出ていたが、本日出席されている理事方々は、特に事務局の説明に対して補足や追加はないか。

梅津常務理事より意見。

私は訴えられている方なので、一言説明したい。私は強化委員長をやっている。学生合宿において、装弾販売時、地元福島地方振興局生活課、装弾のほう、それと福島県警と話し、どういう状況なら大丈夫ですかということを確認して、装弾を持って来る時は、今回の調査報告書に私が言ったことと違った報告書も書いてある。私はメール等で資料を送ってもらい、結局契約が済んだり、注文があって契約する。そこで売買契約が成立する。その後、現金を振り込んでもらう。それに対して装弾を持参することはサービス上、全然問題ないということだった。そういうことで、私は始めた。そういう中で今回やった時に、結局学生に渡した弾が、例えば 500 発。例えばだ。1 日学生に渡しているのが 250 発なのだが、それを撃ち切れなくて部屋に持っていったら、結局私の責任で。だけど、一般的には弾と銃は自分の保管の下に射撃した時には、ホテルなりで監督をしなくてはならないということは各位も射撃をやっている方はわかると思う。その中で、今回問題になったのは、2 日、3 日、全日本、昔なら 200 個だと 75、75 やる、皆ホテルに弾と銃を持っていくだろう。警察、火取法じゃなくて、銃刀法では、銃と弾と一緒に部屋に置いてはいけない。銃の保管庫と装弾の方はみんな別々に置いている訳だ。それは皆、年度始まりに銃刀法の検査、毎年あると思う。その時にちゃんと図面描いてどこに置きますかということ問われていると思う。そういう中で今回も、やはり大会等とかの時には、銃と弾は一緒に部屋に置いていいということにはなっている。

その中で、私がやはり行商に値するのではないかとということで訴えられてる訳だ。以上。

議長より説明。

難波正会員のご意見で採決を採ったが、あえて私は賛成の挙手をしなかった。それは先ほど説明した通り、理事会が円滑に進めるために常務理事会を行うということがプロセスだったため、手を挙げなかった。古川正会員の意見については、JOC から強く指導されていることだ。組織は公平性・公正性、これは競技団体として絶対守ってくれと言われている。隠してはならない。これは山下


会長の達しである。そういうことで、協会の会長として報告書は開示する。猶予をいただくが1回目を通していただきたいと思うので、よろしくお願い申し上げます。

議長より、以上で報告事項、議案審議の総てが終了したことを告げ、出席各位への慎重審議に対して謝辞があり、閉会を宣した。

(閉会 15時30分)

2023年10月31日

公益社団法人 日本クレー射撃協会

議長 不老 安正 
(不老 安正 自筆署名)

議事録署名人 瀧根 隆幸 
(瀧根 隆幸 自筆署名)

議事録署名人 堺 良雄 
(堺 良雄 自筆署名)